

第108回千葉県大規模小売店舗立地審議会

1 日 時:平成26年2月20日(木) 午後2時から午後3時55分まで

2 場 所:プラザ菜の花 3階 会議室

3 出席者:千葉県大規模小売店舗立地審議会委員(7名)

白田委員、懸田委員、鬼沢委員、木村委員

土屋委員、安井委員、今関委員(書面)

事務局

浜本商工労働部次長

経営支援課 山口課長、香取副課長、江澤副課長、石野副主幹

今井副主幹、宮崎副主幹、菅原主査、國吉主査、小山主事

4 開 会:

①審議案件概略説明

<事務局> 本日の審議案件は、浦安市北栄の(仮称)ダイエー浦安店、山武市成東の(仮称)ケースデンキ山武成東店の新設2件の届出案件となっております。

この他報告案件として、(仮称)四街道商業施設計画ほか計17件が既存店舗の変更として届出のあったもので、既に手続きを終えたものであります。

以上、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

②成立要件の確認(県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。)

③県行政組織条例第32条第1項の規定により懸田会長が議長となった。

④傍聴人の入室(10名)

⑤議事録署名人選出(議長が土屋委員と木村委員の2名を指名した。)

5 議 事:

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見の審議は、次のとおりであった。

<懸田会長> 本日の審議案件は新設案件2件でございます。それでは審議案件の1、(仮称)ダイエー浦安店につきまして事務局から説明をお願いします。

① (仮称)ダイエー浦安店について

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

今関委員からの書面による意見は次のとおり。

本件につきましては、地元浦安市役所からの意見はありませんが、住民からは多くの意見が出されており、その主たる意見としては、①ダイエー浦安店の駐車場出入口の設置予定場所が幅の狭い市道に面した場所であるため交通事故の危険性が高まるのではないかと、②駐車場の出入口を荷物の搬出入車両が頻繁に利用する時間と通学時間帯が重なると交通事故が増えるのではないかと、③来店客の車両が近隣の生活道路に進入してくると住民の生活環境がおびやかされるのではないかと、の3つが挙げられます。

①につきましては、県道「やなぎ通り」に比して交通量の少ない北西側市道に出入口を設置するものであり、当初計画では繁忙時のみの交通整理員の設置予定でしたが、出入口での歩行者の安全性を懸念する声があったため、ダイエーでは出庫灯の設置や、営業時間内における交通整理員の設置により、駐車場出入口の見通しの確保、歩行者・自転車の安全確保等に努めるとの対応が示されています。

②の荷物の搬出入時間につきましては、登下校時の荷捌き車両を減らして通学時間帯に車両が集中しないような計画にするとの対応であります。

③の近隣の生活道路への進入につきましては、ホームページや売り出し時の折込チラシによって来退店経路の周知を図るとともに、オープン時には周辺交差点に看板を持たせた誘導員を配置し、来店車両が生活道路へ進入しないよう案内をするとの対応が示されました。

以上の状況を勘案し、千葉県の見解は妥当と考えます。

<懸田会長> 只今の説明について何か御質問がありましたらお願いします。1点伺います。市営の駐輪場が隣接していて、フェンスで囲うことになっていますが、駐輪場利用者が駐車場に侵入するようなことはないのですか。

<事務局> ございませぬ。

<木村委員> 来店車両の走行経路について学校の正門の前を経路としていますが、交通安全の観点から問題はないのでしょうか。

<事務局> 指針では、駐車場への経路が歩道と車道が明確に区分されていない学校等への登下校ルートとなる道路や狭隘な道路を回避するようにすることとされています。本件の場合、正門前は歩道と車道が区分されガードレールが設置されています。また、店舗出入口側の市道も歩道と車道は区分されていますので、指針に照らしていれば問題ないと考えています。

<木村委員> 来店車両の出入口ですが、最近は何処の店舗でも、道路に駐車場の空き待ちの車両が列をなしているのが見受けられますし、それが当然の事となっている様に思われます。ですので、その事になれてしまっているお客様がダイエー浦安店に来店の際、突然、駐車場が満車ですので、通過してくださいとの店側の対応に納得されるでしょうか。なおかつ、満車の折り、別の駐車場に案内するとの話ですが、その説明時間、その車両は止まっている事になります。混雑時スムーズな出入口の運用が本当に可能なのでしょうか。

<事務局> 駐車場が満車になるのは、年間限られていると思いますが、主にオープン時やセールの実施日にそのような事態になると考えられます。設置者からはオープン時などには、他の店舗でも同様のセール、協賛セールを実施しているため、近隣の店舗を案内することを基本としたいと聞いています。

また、近隣店舗に案内する場合は、出入口に近いA交差点付近に案内看板を持つ人を配置し誘導することで、決して市道側が混雑することがないようにすると聞いています。

<木村委員> 意見ですが、交通関係について開店後に問題が発生した場合は、ダイエー側に問題の解決を求めるのは当然ですが、浦安市、警察、県の方々に最善の方策を検討し実行していただきたいと思います。

<鬼沢委員> 駅にとっても近い店舗ですが、来店客の方がどの程度車で来ると想定しているのでしょうか。

<事務局> 指針の算定式があり、来店客の70%が車で来るとの想定のもとに駐車台数を算定しています。近隣の南行徳店等の状況を設置者に聞いたところ、実情として3割程度の方が車で来店していることを確認しています。

<鬼沢委員> 他の方は徒歩とか自転車とか通勤の帰りということですか。

<事務局> 通勤の帰りを含め、大半の人が徒歩や自転車により来店することが予測されます。

<臼田委員> 今回の件について、出入口の問題や届出書に多くの間違いがあったこと、開店時間などの問題があつて不安な気持ちもあると思います。県が判断するに当たって、立地法や指針があると思いますが、どのようにこの不安を払拭しようとお考えでしょうか。

<懸田会長> 今の発言はご意見のようなので、後で事務局から答えていただきます。

<土屋委員> 住民等の意見⑧に関連し、12月下旬の差替えはどのような内容ですか。

<事務局> 経路の設定に当たって、設置者は交差点の交通量調査を実施しましたが、猫実3丁目交差点について、一つ隣の交差点調査をしてしまったため訂正があったものです。

<土屋委員> 出入口の人の配置に関係しますが、保育所出入口についても、店舗出入

口と同様交通整理員を配置するという事でよろしいのでしょうか。

質問を戻しますと、保育施設については審議の対象になるのでしょうか。

<事務局> 基本的には店舗についての内容が審議の対象となります。

<土屋委員> ダイエー側の回答は、保育施設の出入口について店舗出入口と同様に交通整理員を配置することなども今後検討し、適宜対応してくという理解でよろしいでしょうか。

<事務局> そのように理解していただいて結構だと思います。

<土屋委員> ただそうではあるけれども、その当否について我々が意見する立場ではないということですね。

<懸田会長> 駐車場は共有するのですか。

<事務局> 保育所については専用です。

<懸田会長> 一の建物の中にテナントとして保育所を付設し、出入口もやなぎ通り側に専用の出入口を設置するので、ダイエー側としても安全性を検討するという事ですね。

<事務局> 保育園側とも相談し検討するという事です。

<懸田会長> それでは各専門分野の委員からご意見を伺いたいと思いますが、交通について安井委員お願いします。

<安井委員> 事前に資料をいただきましたので見せていただきましたが、協議関係については、警察、道路管理者、県、浦安市と適切に協議されていますので問題ないと思います。交通関係については、調査されたデータを見る限り影響は軽微であると思われ、問題が起きた時はその時に対応するという事でよろしいと思います。

<木村委員> 夜間において基準値を超過する箇所がありますが、住居地域では基準を満たしておりますし、あるいは現況の騒音以下のレベルですので周辺に与える影響は軽微であると考えます。ただし、周辺の方から苦情が発生した場合は、迅速な対応をお願いしたいと思います。

<鬼沢委員> 計画ではごみの削減の前に発生抑制となっていますのでこの通り進めていただきたいと思いますが、食品スーパーなので閉店が非常に遅いということと駅に近いため、通勤帰りのお客が多いと思います。そこで、品切れを少なくするために過剰な在庫を抱えやすい傾向になり食品ロスの発生が多くなると思いますので、計画的に商品管理をしてごみの発生を少なくしていただきたいと思います。

<懸田会長> 先程臼田委員からご質問を含めご意見をいただきましたので、事務局からお願いします。

<事務局> 住民の不安について県はどのように考えているかというご質問ですが、大店

立地法は、周辺の地域の生活環境の保持のため、設置者に対し適正な配慮を求めており、指針はそのための具体的な配慮事項を示すという位置づけとなっております。

今回設置者は出入口周辺の安全確保を図るため、指針の算定式では特に必要とされない入庫及び出庫待ちスペースを4・5台分確保するほか、届出時の当初計画を上回って毎営業日午前6時から午後8時まで交通整理員を1～2名配置し、また出庫灯を設置するなどの対応、配慮をして住民の不安解消に努めております。県では、こうした取り組みが住民の不安解消に寄与するものと考えています。

<土屋委員> 変更届出については必ずしも審議案件とはなりません、本件に関し変更届出が出た場合、審議案件として取り扱うのか伺いたい。

<事務局> 今後検討させていただきたいと思います。

<懸田会長> 他に意見がないようなので、県の意見案について妥当としたいと思います。

②(仮称)ケーズデンキ山武成東店について

<懸田会長> それでは、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局> 審議資料及びスクリーンにより説明。

今関委員からの書面による意見は次のとおり。

特に意見はありません。千葉県の意見案は妥当と考えます。

<懸田会長> 只今の説明について何か御質問がありましたらお願いします。

<鬼沢委員> 家電4品目以外に小型家電についても店舗において回収される予定があるのか伺いたい。

<事務局> 後日設置者に確認し連絡いたします。

<懸田会長> 専門委員からの御意見ですが、交通について安井委員お願いします。

<安井委員> 事前に資料をいただきましたので見せていただきましたが、適正な協議も行われていますし、交通量的にも影響ないと思います。

<木村委員> 営業時間が夜間に及びませんし、荷さばき時間も夜間に及びませんので、周辺地域に及ぼす影響は軽微であると考えています。

<鬼沢委員> 家電の店舗なので計画に問題ないと思いますが、小型家電の回収を是非店舗で進めていただければと思っています。小型家電については色んなところで回収が始まっていますが、一番の問題は回収ルートとなっています。店舗で回収すると回収ルートが割とあるため、かなりの量の回収が出来ると思いますので、もし回収の計画がないということ

であれば積極的に働きかけていただきたいと思います。

<懸田会長> 他に意見がないようなので、県の意見案について妥当としたいと思います。

○ 議題(2)については、次のとおりであった。

配布資料(届出状況一覧)の補足説明を行ったほか、次回開催の第109回千葉県大規模小売店舗立地審議会の日程については後日調整のうえ決定することとした。

6 閉 会:午後3時55分閉会

平成26年 月 日

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印